

○那覇市職員定数条例（抜すい）

昭和47年5月15日
条例第74号

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会の事務局の職員 21人

【参照条文】

法第138条第3項～第8項（議会の職員）

[改正履歴]

○昭和47年5月15日 議決（昭和47年5月15日条例第74号・同日施行）

議会事務局の職員定数は、本土復帰前に引き続き「23人」となった。

○平成14年3月25日 議決（平成14年3月29日条例第8号・4月1日施行）

議会事務局の職員定数は、1人減により「22人」となった。

○平成17年3月23日 議決（平成17年3月30日条例第12号・4月1日施行）

議会事務局の職員定数は、1人減により「21人」となった。